

デザイン学会誌

「デザイン学研究・作品集」投稿規程

作品審査委員会

第1条(目的)

日本デザイン学会では、デザイン研究の進歩発展とデザインそのものの質の向上に寄与することを目指し、研究論文を掲載する『デザイン学研究』と同様に、デザイン成果物に関する論述を掲載する「作品集」を発行するものである。『デザイン学研究・作品集』は上記の観点に立ち、デザインの成果物とそのデザインプロセスを論述した「作品論文」および、論述の資料として「作品ムービー」を掲載・発表するものである。本作品集に掲載されたものは、『デザイン学研究』に掲載された論文と同等の価値を学会として認める。

第2条(投稿資格)

『デザイン学研究・作品集』に投稿できる者は、当学会正会員、学生会員、名誉会員とする。ただし、共著の場合、筆頭著者以外はこの規定に必ずしも拘束されない。

第3条(作品集の内容)

『デザイン学研究・作品集』に掲載する作品論文は未発表の原著とする。ただし、次のものは『デザイン学研究・作品集』に応募・投稿できるものとする。当学会大会の研究発表および概要集での発表、当学会誌特集号での発表、当学会研究部会での報告や発表、シンポジウムや国際会議等での発表、大学の紀要および研究所や会社での部内報告や発表など、複数の査読者による原著論文としての審査を経ていないもの。また作品ムービーについては未発表の原著であることは求めない。

(1) 作品は以下の2類に大別して募集、審査される。

- a 類:製品化あるいは施工などによりすでに具体化され社会的認知を得ている作品
- b 類:研究的あるいは実験的意味合いから試みられた提案あるいは試作作品

(2) 作品論文とは、自らが参加したデザインの成果物およびそのデザインプロセスに関する省察を論述したものである。すなわち、成果の具体的な内容と目的、その造形性、先見性、独創性、社会性などへの言及とともに、デザインプロセスの構成とそれを展開した行為と思考の特性について論述され、それらがデザイン学として価値ある知見を含んでいるもの。また、萌芽的なデザインであっても、成果物が先進性や独創性に富み、デザインプロセスに関する新しい探求や価値ある考察があり、その発展性が大いに期待できると認められるもの。

(3) 作品ムービーとは、作品論文で示したデザイン成果物やプロセスの特徴を示す資料映像をいう。

(4) 投稿の種類は次の2種類を選択できる。

- (a) 作品論文のみ
- (b) 作品論文と作品ムービー

第4条(作品論文の頁数、および作品ムービーの尺)

作品論文の長さは、刷り上がりを4頁、あるいは6頁とする。作品ムービーの尺は、3分以内とする。

第5条(投稿の手続き)

作品集へ投稿するには、学会ウェブサイトの「論文・作品集/作品投稿案内」に記されている「作品集への投稿から掲載までの手順」のとおり、応募するものとする。

作品集へ投稿する作品論文の原稿、および作品ムービーの映像原稿は、本規定および執筆要領に従って記述・制作したものとし、各1部を電子データで提出するものとする。なお、本規定ならびに執筆要領に反する原稿は受領しないことがある。

応募に際して、投稿者は作品論文および作品ムービーとしての投稿か、作品論文のみとしての投稿かを明示しなければならない。また、別に定める[応募料]を納入する。

第6条(作品論文、作品ムービーの審査)

応募・投稿された作品論文、作品ムービーの採否は、作品審査委員会が所管する審査によって決定する。

本審査において、作品審査委員会は投稿者に対し、作品の現物の提出あるいは現場審査のための案内を求めることができる。

作品論文のみの投稿の場合、作品審査委員会は投稿者に対し、作品論文を補足する映像資料の提出を求めることができる。

作品審査委員会は、投稿者に対し、投稿された作品論文または作品ムービーについて修正を求めることができる。修正を求められた作品論文または作品ムービーが指定日を過ぎても再投稿されない場合、作品審査委員会は遡って当該投稿がなかったものとみなすことができる。

作品審査委員会が掲載を決定した作品論文、作品ムービーは、作品審査委員会の事前の承認を得ずに変更してはならない。

第7条(掲載費)

投稿した作品論文、作品ムービーが『デザイン学研究作品集』に掲載が決定された場合、投稿者は当学会に対し、別途定める「掲載費」を納入しなければならない。

第8条(著作権等)

(1) 『デザイン学研究・作品集』に掲載された作品論文または作品ムービー等、全ての著作物の著作権は、原則として投稿者自身に帰属する。ただし、投稿者は自らの作品論文または作品ムービー等を、本作品集に掲載後に他の媒体等において掲載その他利用したい場合には、当学会に通知し、掲載先に対しては作品情報や出典を明記しなければならない。

(2) 投稿者は、当学会に対し、『デザイン学研究・作品集』に掲載された作品論文または作品ムービー等について、『デザイン学研究・作品集』への掲載または当学会のウェブサイトに掲載する目的、および電子媒体で公開する目的で、複製または公衆送信(送信可能化も含む)その他一切の利用を行うことを、無償で、地域または期間の限定なく許諾する。

(3) 投稿者は、当学会に対し、前項に定める当学会の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 当学会は、『デザイン学研究・作品集』に掲載された作品論文または作品ムービー等を学会誌以外の媒体で印刷・販売するときには、学会誌を通じて、あるいは個別に投稿者に対してその旨連絡し、協議を行うものとする。

(5) 投稿者は 当学会に対し、作品論文または作品ムービーが第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証し、万一第三者から権利侵害の申告等がなされた場合には、投稿者の責任と費用をもって対応を行うものとし、当学会に対し一切の迷惑をかけないものとする。

(6) 作品論文または作品ムービーに関する意匠権、特許権、実用新案権等の工業所有権については、投稿者自身の責任と費用をもって管理するものとする。

第9条(原稿の提出先)

作品概要の応募先、および作品論文、作品ムービーの原稿提出先は「作品集審査委員会」とする。当委員会の住所と電子メールアドレスは役員の任期に従い変更する場合があるので、学会ウェブサイトの「投稿案内」を参照すること。

学会ウェブサイト: <http://jssd.jp/papers-and-works/post-works>

日本デザイン学会本部事務局

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-21-15 ベルフォート西荻 703

(注意:作品集の応募・投稿の宛先はこちらの住所ではありません)

第10条(本規定の施行・改正)

本規定は、平成24年4月1日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、作品審査委員会が行う。(平成24年4月1日制定、平成25年5月18日一部改正、平成26年2月1日一部改正、平成26年3月15日、平成28年7月2日一部改正)

<付記>

■審査通信費 応募の際に支払う「応募料」は1件につき、3,000円とする。

■掲載費 「デザイン学研究・作品集」への作品論文、作品ムービーの掲載費は掲載頁数に関わらず一律1件40,000円とする。